

## 山梨県街路樹管理指針

### 1. 目的

本指針は、道路交通の安全確保と街路樹の健全性確保のために、街路樹が担う役割を持続的かつ総合的に発揮できるよう、県の管理の基本的な方向性を示すものである。

### 2. 適用範囲

本指針は、山梨県が管理する道路区域内の高木・中低木・地被・草花等の植栽および植栽地（分離帯、歩道植樹帯、環境施設帯等）に適用するものとする。

### 3. 街路樹の役割

街路樹は、道路空間において多様な機能を果たす重要な要素である。主な役割は次のとおりである。

- （１）運転者の視線誘導：連続する植栽により景観を整理し、注意力の散漫を防ぐ。
- （２）快適な歩行空間の確保：日差しや風雨を緩和し、歩行者に快適な環境を提供する。
- （３）騒音の軽減：車両騒音や反射音を吸収し、沿道環境を改善する。
- （４）交通事故抑制：一定間隔の植栽により速度感を認識させ、事故の抑制に寄与する。
- （５）粉塵の拡散防止：排気ガスや粉塵を葉に吸着し、拡散を防止する。
- （６）緩衝材としての機能：交通事故時に歩行者や沿線住宅への衝撃を緩和する。
- （７）快適な道路空間の創出：緑や花、紅葉など季節感を提供し、道路空間の質を向上させる。

これらの役割を踏まえ、街路樹は道路付属物として適切に維持管理するものとする。

### 4. 街路樹管理の基本方針

道路交通の安全確保と街路樹の多様な機能を両立させるため、街路樹を維持管理する際に重視すべき原則は次のとおりとする。

#### （１）安全性の最優先

道路交通の安全を確保することを最優先とする。視距や建築限界を確保し、歩行者や車両の通行を妨げないようにするものとする。また、落枝や倒木による事故を未然に防ぐため、適切な管理を行い、異常時に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

(2) 維持管理の持続可能性

長期的な視点で、道路利用状況や沿道環境に適合した樹種を選定し、老木の更新を計画的に進めることで、持続可能な管理体制を構築するものとする。また、剪定周期の最適化を図り、樹種の成長特性や道路条件、景観の連続性を考慮して過度な剪定を避けるとともに、管理負担の平準化を行うものとする。

(3) 景観と快適性

路線の役割に応じて樹形や緑量、連続性を保ち、歩行者に緑陰を提供することで、快適な歩行空間を創出するものとする。

(4) 環境・気候への適応

ヒートアイランド現象の緩和や雨水の貯留・浸透など、グリーンインフラとしての機能を発揮できるよう、樹種選定や植栽方法を検討するものとする。

(5) 生活環境と合意形成

住民や沿道事業者との情報共有や意見交換を通じて、理解と協力を得るものとする。維持管理段階においては、可能な範囲で意見を把握し、管理計画や作業方針の改善に活用するものとする。

(6) 管理体制と改善サイクル（PDCA）

街路樹管理にあたり役割分担と責任を明確にし、適切な管理体制を構築するものとする。また、改善サイクル（PDCA）を繰り返し、街路樹管理の質を継続的に向上させるものとする。

## 5. 計画体系

本県における街路樹管理について、上位に「本指針」を位置付け、街路樹管理の原則、基本的な考え方、体制を示すものとする。

下位の計画として「街路樹管理計画」（以下、「管理計画」という。）を策定するものとする。管理計画では、管理水準、更新方針、剪定周期、点検頻度を定め、計画的かつ効率的な管理を実現するものとし、各建設事務所が策定するものとする。

なお、剪定、更新、防除、灌水その他の日常的な維持管理の具体的手順や技術的留意点については、本指針及び管理計画に基づき、国や関係機関が示す指針、技術資料等を参照し、現場状況に応じて適切に運用するものとする。

## 6. 維持管理の考え方

街路樹の維持管理は、安全性と景観を両立させるため、計画的かつ適切に行うものとする。以下に基本的な考え方を示す。

### (1) 巡回区分

通常時、定期点検時、異常気象時、緊急時の巡回区分を設け、リスクの早期発見に努めるものとする。

### (2) 剪定方針

樹種、道路幅員に応じて目標樹形や樹高を設定し、過度な剪定を避けるとともに、剪定周期の最適化を図るものとする。また、狭幅員では片枝樹形などの工夫を行うものとする。

### (3) 薬剤・防除

病虫害防除における薬剤使用は、仕様書の規定および関連法令に従い、必要最小限にとどめるものとする。また、沿道環境や通行者への影響を考慮するものとする。

### (4) 除草

植栽帯の除草は、道路利用者の安全確保、景観維持、害虫の発生抑制の観点から、適切な方法と頻度を検討したうえで実施するものとする。

### (5) 施肥

植樹柵などでは自然な栄養補給が期待できないため、植栽時および必要に応じて施肥を行うものとする。肥料の種類や散布時期は、樹種や生育状況に応じて適切に選定するものとする。

### (6) 灌水

水分は樹木の成長に不可欠であるため、降雨状況や植栽環境を踏まえ、必要に応じて灌水を行うものとする。特に植栽後数年間や乾燥しやすい箇所では、適切な灌水を検討するものとする。

## 7. 更新の考え方

街路樹の更新にあたっては、維持管理性を確保するため、樹種や植栽間隔を適切に設定するものとする。周辺施設との干渉を避け、他構造物の点検・修繕を阻害しない配置とするものとする。

## 8. 技術資料等の活用方針

技術の進展、社会状況の変化、関連資料の改定等があった場合には、必要に応じて管理計画や運用方法に反映し、4（6）に定める改善サイクル（PDCA）により管理の質の継続的な向上を図るものとする。